

2021年改訂版 構造設計一級建築士講習テキスト 正誤表（令和5年9月）

①	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項（48頁、4行目） 誤：（項目の抜け） 正：e) 多雪区域以外の区域にある特定緩勾配屋根部分を有する建築物を対象とする積雪後の降雨を考慮した応力の割り増し(第三号ホ)
②	第Ⅰ編 第3章 構造計算の要点事項（61頁、37行目） 誤：⑤ 筋かいが負担する水平力の割合に応じて地震力を割り増すこと 正：⑤ 筋かいが負担する水平力の割合に応じた数値、または特別な調査研究に基づき定めた数値に応じて地震力を割り増すこと
③	第Ⅱ編 第1章 第2節 構造材料とその特性（125頁、11行目の冒頭部） 誤：BCPは、SN材規格を満たす厚板を冷間ロール成形設備で加工したもので、 正：BCRは、SN材規格を満たす厚板を冷間ロール成形設備で加工したもので、
④	第Ⅱ編 第1章 第2節 構造材料とその特性（126頁、7行目末尾～8行目） 誤：高温域の耐荷性能を増した鋼材であり、 正：高温域の耐火性能を増した鋼材であり、
⑤	第Ⅱ編 第1章 第4節 構造解析（158頁、8行目中ほど） 誤：せん断分力布を示す。 正：せん断力分布を示す。
⑥	第Ⅱ編 第2章 第2節 耐震設計（183頁の図番号） 誤：図2-10 せん断系モデルと曲げ系モデルの変形 正：図2-9 せん断系モデルと曲げ系モデルの変形
⑦	第Ⅱ編 第3章 第1節 木造（228頁、7行目中ほど） 誤：曲げヤングと等級の組み合わせ 正：曲げヤング係数と等級の組み合わせ
⑧	第Ⅱ編 第3章 第3節 鉄筋コンクリート造（289頁、32行目の末尾） 誤：図3-27中、▲印は 正：図3-25中、▲印は

令和5年度 構造設計一級建築士講習 講義用スライド 正誤表(令和3年10月)

①	第Ⅱ編 第3章 第4節 4-3 CFT構造（冊子115頁、スライド番号117） 誤：充填高さ12m以下 正：充填高さ8m以下
---	--

2021年改訂版 構造設計一級建築士講習テキスト 法改正に伴う変更箇所（令和5年9月）

以下は、平成12年建設省告示第1454号の改正(令和4年1月1日施行)により、都市計画区域内外で異なっていた地表面粗度区分の考え方が統一され、変更になったものです。

①	<p>第Ⅱ編 第2章 第3節 耐風設計（204頁、27行目） 改正前：平成12年建告第1454号では、建設地点が「都市計画区域」内にあるか、都市計画区域外にあるか、海岸線や湖岸線からの距離が・・・ 改正後：平成12年建告第1454号では、海岸線や湖岸線からの距離が・・・(赤字部分削除)</p>
②	<p>第Ⅱ編 第2章 第3節 耐風設計（204頁、29行目） 改正前：地表面粗度区分Ⅰは「都市計画区域外にあって極めて平坦で障害物のない区域」 改正後：地表面粗度区分Ⅰは「極めて平坦で障害物のない区域」(赤字部分削除)</p>
③	<p>第Ⅱ編 第2章 第3節 耐風設計（204頁、30行目） 改正前：地表面粗度区分Ⅳは「都市計画区域内にあって都市化が特に著しい区域」 改正後：地表面粗度区分Ⅳは「都市化が特に著しい区域」(赤字部分削除)</p>
④	<p>第Ⅱ編 第2章 第3節 耐風設計（205頁、1行目） 改正前：年建告第1454号では、都市計画区域の内外、海岸線からの距離など・・・ 改正後：年建告第1454号では、海岸線からの距離など・・・(赤字部分削除)</p>
⑤	<p>第Ⅱ編 第2章 第3節 耐風設計（205頁、2行目） 改正前：しかし、都市計画区域であるか否か、あるいは海岸線からの距離に・・・ 改正後：しかし、海岸線からの距離に・・・(赤字部分削除)</p>
⑥	<p>第Ⅱ編 第2章 第3節 耐風設計（205頁、3～4行目） 改正前：多くの建築物の建設地点が都市計画区域内にあることもあって、特定行政庁の定めがない限り、・・・ 改正後：特定行政庁の定めがない限り、・・・(赤字部分削除)</p>

以下は、建築士法の改正(令和3年8月26日施行)により、条番号が変更になったものです。

⑦	<p>第Ⅰ編 第2章 第2節 建築士制度と構造設計一級建築士（36頁、21行目 条番号） 改正前：第10条の2の2(抜粋) 改正後：第10条の3(抜粋)</p>
⑧	<p>第Ⅰ編 第2章 第2節 建築士制度と構造設計一級建築士（37頁、13行目 表タイトル） 改正前：士法別表第1（第10条の2の2, 第10条の22, 第10条の24関係）(抜粋) 改正後：士法別表第1（第10条の3, 第10条の22, 第10条の24関係）(抜粋)</p>